



中間市第5次総合計画

基本計画

第1章 基本計画の概要	23
第2章 政策の課題と方向性	24
政策1 コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	24
政策2 環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	24
政策3 活力とにぎわいのあるまちづくり	25
政策4 元気の輪が広がるまちづくり	25
政策5 人権を尊重し、 中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	26
政策6 安全・安心なまちづくり	27
政策7 将来にわたって持続可能なまちづくり	27
施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧	28
重点分野の概要	30
SDGsの視点を踏まえた計画の推進	31
SDGsの17のゴール 施策別対応表	32

【*印は用語解説（34、35）を参照してください】

第1章 基本計画の概要

基本計画の考え方

01

基本計画は、基本構想で定めた7つの政策に対して、課題と目指す方向性を示します。政策実現のための施策体系を位置付け、本市の成長や課題解決のために重点的に取り組むべき分野や地方創生に資する分野などを定めることとします。

計画期間は、社会情勢の変化や市長の施政方針との一体性を踏まえるため、2024(令和6)年度からの10年間としますが、時代の流れとともに必要に応じて適宜見直すこととします。



施策体系・各種分野の考え方

02

施策体系の考え方

基本構想で定めた7つの政策を実現する手段として、各政策に1～6、計27の施策を、また、施策を実現する手段として各施策に1～5、計80の基本事業を設定することで、将来像の実現に必要なまちづくりの分野を網羅した施策体系とします。

重点分野の考え方

ヒト・モノ・カネなどの行政資源には限りがあり、すべての施策・基本事業の成果を向上させることは困難な状況にあります。このような中で将来像を実現させるためには、メリハリのある行政資源の有効活用が求められます。

本計画では、時代の流れや本市の現状などを踏まえ、14の基本事業を「重点分野」に設定し、成果向上を図ることとします。

なお、本計画では基本事業名に「重点」と表記しています。

地方創生分野の考え方

地方創生分野については、施策実現の手段となる基本事業で、「少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯止めをかけるとともに、東京圏への人口の過度の集中を是正する。」というまち・ひと・しごと創生法の目的達成に資するものを設定します。

なお、本計画では基本事業名に「戦略」と表記しています。

施策推進の考え方

03

施策の推進に当たっては、主担当部署を定め責任を持って進捗管理を行いますが、必要に応じて他部署と連携・協力することで「施策の目指す姿」の実現に向けて効率的に事業を推進します。

また、施策間の連携・調整により効果的に政策の課題解決を図ります。

第2章 政策の課題と方向性

政策1 都市基盤

コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり

わたしたちの暮らしを支える基盤である道路や橋りょう、水道などのインフラ資産は老朽化が進んでおり、今後、更新時期を迎えます。人口減少や少子高齢化が進み、ライフラインに係る各事業を取り巻く行政経営の環境は今後も大きく変化していくことが予想される中、より効果的かつ効率的な施設機能の維持及びライフライン施設を持続可能にする維持管理経費負担のあり方を再構築することが求められます。

また、中心市街地の周辺道路などの安全対策を推進していくこと、高密度で各種機能が集積した市街地特性を活かしながら、バリアフリーやユニバーサルデザイン、SDGsなどの環境に配慮した効率的・効果的なまちづくりに向けて、JR筑豊本線中間駅から筑豊電気鉄道通谷駅までの沿線の再開発を視野に入れた商業・業務拠点、地域生活拠点、公益・文化交流拠点、地区拠点を中心とした都市構造を形成すること、都市計画道路の整備

により、市外へのアクセス道路、都市間のアクセス道路及び都市環境の向上を図ることが重要です。

公共交通については、人口減少や少子高齢化の進行などにより、地域公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の低下が懸念され、地域の課題はさらに深刻化することが見込まれますが、市民生活に影響することがないように利便性を高める対策を講じていく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「コンパクトで、快適に暮らせるまち」を目指したまちづくりを推進します。



政策2 環境

環境にやさしい、自然と調和するまちづくり

近年、地球温暖化による気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が日本各地で多発しており、市民生活、社会、経済及び自然生態系に多大な被害をもたらしています。

環境問題の多くは、行き過ぎた快適性や利便性の追求による生活様式や産業活動の変化に起因した環境への負荷により生じています。行政が無駄の少ない循環型社会の形成に向けた積極的な啓発行動を展開するとともに、環境に配慮したまちを目指さなければなりません。

本市は、2050(令和32)年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す中間市ゼロカーボンシティ宣言を表明しており、目標を達成するためにはこれまで以上に省エネルギーや再生可能エネルギーの導入促進、廃棄物の削減などを推進していくことが重要です。

そして、すべての人々が主体となって正しく問題を認識し、環境に対する意識の高揚と自主的な取組を推進することにより、環境に優しい地域社会を形成していく必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「環境にやさしい、自然と調和するまち」を目指したまちづくりを推進します。





政策3 産業 活力とにぎわいのあるまちづくり

地域経済の活性化に向けた雇用の安定と拡大を目指す上で、魅力ある多様な就業の機会を創出することが重要であり、その機会の確保や商業集積など職住が近接し、生活利便性の高い環境を整えていくことが求められています。

そのためには、企業の技術開発や後継者の確保を支援しつつ、戦略的な企業誘致を進めるとともに、既存企業の定着支援、起業・創業支援など、各種産業の振興を図り、地域全体の産業競争力を高める必要があります。

また、農業における生産者の高齢化や担い手不足、販売単価の低迷や世界経済の影響による農業資材の高騰、さらには気候変動が原因の栽培環境の変化など、対応すべき課題は一層複雑さを増している状況です。

そのような中、6次産業化^{*}の推進や、農商工連携による特産品の開発、生産・出荷資材高騰対策及びSDGsの取組による化学肥料低減による緑

肥を活用した付加価値作物の生産、安定した農業製品の生産による農業者の確保などが求められます。このため、農地の基盤整備により働きやすい環境を整えて新規就農者や後継者の育成などを図り、農業経営における経費削減の方策についての検討や新規就農者への支援を強化し、農地中間管理機構との連携を図りながら農業基盤の維持・拡大につなげるとともに、地域でのイベントなどを通して、農業の魅力や役割を消費者へ発信する取組が重要です。

また、世界遺産に登録された遠賀川水源地ポンプ室をはじめ、歴史、文化、自然、お祭りといった地域資源を活かした観光の振興に取り組むことで、新たな人の流れやにぎわいを創出し、地域の活性化を図ることも重要です。

上記課題を踏まえた施策の実施による「活力とにぎわいのあるまち」を目指したまちづくりを推進します。



政策4 保健福祉 元気の輪が広がるまちづくり

本格的な人口減少社会が到来し、急速な少子・高齢化社会へと変化する一方で、核家族化の進展や地域のつながりの希薄化が指摘され、子育てや高齢者福祉に関する諸課題は、明確に顕在化してきています。このため、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、子育て支援策の充実・強化を図る必要があります。2024(令和6)年度から、児童福祉法の改正に伴い、「こども家庭センター」の設置に努めることが地方自治体に義務づけられ、本市においても同センターを同年4月1日に設置しました。子どもの成長段階に応じた切れ目のない総合的な支援策を一体的に講じることにより、安心して出産し不安なく子育てができる地域をつくっていくことが重要です。

また、高齢化の進行に伴い医療や介護の需要が高まることが想定されることから、健康寿命の

延伸の達成が必要となってきます。このため、市民の健康増進に関する意識を高め、運動や食生活などの生活習慣の改善、健診などによる病の早期発見・早期治療を促し、さらには介護予防事業の充実を図るなど、保健事業と介護予防などの一体的事業を実施していくことにより健康増進と医療費・介護給付費の適正化に努めることが重要です。

高齢者や障がいのある人が自立した生活を継続できるように関係施策の充実と合わせて、地域みんなで支え合い共に住み続けられるよう、意識の醸成、体制づくりが求められています。

さらには、新型コロナウイルス感染症など動物由来の病に関する問題に対し、ワンヘルズ^{*}という理念に基づき安全で安心できる社会づくりを目指す必要があります。

上記課題を踏まえた施策の実施による「元気の輪が広がるまち」を目指したまちづくりを推進します。

人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり

社会構造が大きく変化し、将来を予測することが困難な時代を迎え、市民には、自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値ある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら、さまざまな社会的変化を乗り越え、持続可能な社会の創り手となって豊かな人生を切り拓き共に歩むことが望まれます。

そのような中、学校教育においては、これまでの教育活動の成果を踏まえつつ、ICTの活用やきめ細かな指導体制整備などによる個に応じた指導の充実と、子どもたちが身につけた知識や技能を活用し、他者と協働しながら見通しをもって主体的に問題解決に向き合うような教育活動が求められます。そのためには、教員をはじめとする教育に携わる人材の育成・活用を進めるとともに、これからの教育に対応できる施設・設備など、学校規模の適正化を図り、ソフト及びハードの両面から子どもたちに最適な教育環境を整備し、充実させる取組が必要です。このことから、学校施設の再編計画を加速させ、先行して新たな中学校の開校を目指します。

また、市民が健康で生きがいを感じながら暮らしていくためには、一人ひとりがあらゆる機会に、

あらゆる場所において学び、文化や芸術に触れ、スポーツに親しみ、その成果を活かしながら活動をつなぎ広げていくことが重要です。さらには、地域の自立と課題解決のために、市民の主体的な参画意識を高め、育むことも大切です。これらの活動を通じてにぎわいが創出されることにより、地域がさらに活性化していくことが期待されます。

そして、お互いの人権を尊重し合い、部落差別をはじめ、女性や高齢者、障がいのある人に対する差別、その他のあらゆる差別や人権侵害のない社会を築いていくためには、市民一人ひとりが、セクシュアリティ*やダイバーシティ*、国際理解などを含め、さまざまな人権問題について正しく学び、理解し、当事者意識を持って人権意識の高揚を図っていく必要があります。

また、男女が共に支え合うまちづくりを推進していくために、仕事と生活の両立、女性のキャリア形成支援などの取組も求められています。

このような課題を踏まえた施策の実現により、教育の充実を進め、「中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり、だれもが人権を尊重し人権擁護の確立された差別のないまちづくり」を推進します。





安全・安心なまちづくり

現在、6月から9月ごろまでの梅雨期や台風時期は災害に備え、関係機関と協力し警戒に当たっていますが、近年は、突発的かつ局地的な集中豪雨が頻発するようになり、より迅速な対応が求められています。将来発生が想定されている「南海トラフ地震」や、気候変動の影響により激甚化・頻発化する自然災害などから市民の命と暮らしを守るためには、防災・減災の取組をさらに強化する必要があります。

それらを踏まえ、行政における防災・減災対策の充実を図るとともに、防災・減災において最も重要な「自分たちの命は、自分たちで守る」という自助、共助による取組を推し進める必要があります。そのためには、自主防災組織の充実・強化や活動への理解を深めることが重要であり、日常的な啓発活動や地域コミュニティの醸成が不可欠です。

また、少子高齢化、核家族化の進行に伴い、管理不全となる空き家、高齢者を狙った犯罪、高齢者が関わる交通事故など、安全・安心に関する懸念事項が増加傾向にあり、これらへの対策も重要となっています。

上記課題を踏まえ「安全・安心なまち」を目指したまちづくりを推進します。



将来にわたって持続可能なまちづくり

本市が抱える行政経営上の課題として、市政運営体制の強化、財政構造の適正化、公共施設の老朽化などが挙げられます。

また、今日の市民ニーズは多様化、高度化しており、きめ細やかな対応ができるよう、多様な主体が担い手として積極的に参加し、力を合わせてまちづくりに取り組むことが重要となります。

さらに、人口減少・少子高齢化社会にあっても地域を活性化し経済を持続可能なものとするためには、連携中枢都市圏構想の下で広域連携を推進することが重要であり、北九州市を中心に近隣の市町が連携する北九州都市圏域の構成自治体である本市としては、産業特性や地理的特性、生活圏などを考慮した上で地域の更なる活性化につなげていくことが必要となります。

これらのことから、ICTなどを活用し行政運営のさまざまな効率化を進め、市民と行政が協働しながら将来にわたって必要な公共サービスが安定

的に供給される地域社会を構築する必要があります。

また、老朽化が進む公共施設については、限られた予算の中で、適切に維持・管理していくために、計画的な長寿命化や統廃合などを十分に検討した上で推し進めていく必要があります。

上記課題を踏まえ、「自立・協働・効率」の3つの視点を基本として、各部門間の調整を図りつつ政策を推進することにより「将来にわたって持続可能なまち」の実現を目指します。



施策体系と重点分野、地方創生分野の一覧

	政 策	施 策	基 本 事 業	重点	戦略
1 都市基盤	コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	1 安全な水道水の安定供給	1 管網の整備		
			2 浄水・配水施設の維持管理		
			3 健全な上水道経営の推進		
		2 汚水処理の推進	1 公共下水道の整備推進		
			2 健全な下水道経営の推進		
			3 下水道広域化推進総合事業の推進		
		3 計画的な市域の整備	1 計画的な土地利用と市街地整備の充実	●	
			2 公園の整備・維持管理		
		4 公共交通の充実	1 生活交通の充実	●	
			2 鉄道利用環境の充実		
		5 道路・水路の整備と保全	1 道路の安全性向上	●	
			2 道路施設の維持管理		
			3 生活道路の整備推進と維持管理		
2 環境	環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	1 環境保全と循環型社会の推進	1 3R [*] の推進		
			2 脱炭素社会の構築	●	
3 産業	活力とにぎわいのあるまちづくり	1 農業の振興	1 新たな担い手の育成・確保		●
			2 農業生産基盤の維持・管理		
			3 高収益作物の推進		
		2 産業・雇用の創出	1 企業誘致の推進	●	●
			2 雇用の安定と確保		●
			3 創業・事業開発への支援		●
		3 観光の振興	1 観光事業の推進		●
			2 観光情報の発信		●
4 保健福祉	元気の輪が広がるまちづくり	1 子育て支援の充実	1 ひとり親家庭等の自立支援の推進		
			2 保育サービス・子育て世帯の支援の充実	●	●
			3 子どもの健やかな成長の支援		●
		2 健康づくりの推進	1 生活習慣の改善		
			2 病気の早期発見・重症化予防の推進	●	
			3 こころの健康づくりの推進		
			4 感染症予防の推進		
			5 国民健康保険財政の健全運営		
		3 高齢者福祉の充実	1 生きがい・健康づくりの推進	●	
			2 介護保険制度の適正な運用		
			3 介護予防の推進		
			4 認知症施策の推進		
			5 地域支援体制の強化		
		4 障がいのある人の福祉の充実	1 自立支援の促進		
			2 地域生活支援の促進		
			3 障がいのある人の人権擁護		
		5 セーフティネットの推進	1 生活困窮者の自立支援と適正な生活保護		
			2 市営住宅による住宅の確保		
		6 地域福祉の推進	1 支え合いの仕組みづくり		

	政 策	施 策	基本事業	重点	戦略
5 教育	人権を尊重し、 中間市の 未来を拓く 人材を育てる まちづくり	1 学校教育の充実	1 確かな学力の向上		●
			2 豊かな心と体の育成		
			3 教育環境の充実	●	●
		2 生涯学習・スポーツの推進	1 生涯学習の推進		
			2 生涯スポーツの推進		
			3 文化財の保護と活用		
			4 青少年教育・体験活動の啓発		
		3 男女共同参画社会の推進	1 男女共同参画社会実現に向けた啓発		
			2 男女に関する人権保護と相談体制の充実		
		4 人権尊重と人権教育の推進	1 市民や市内企業への人権教育・啓発	●	
			2 児童・生徒への人権教育・啓発		
6 安全安心	安全・安心な まちづくり	1 防災・減災対策の推進	1 防災・災害情報機能の充実		
			2 地域防災力の向上	●	
			3 災害時の支援体制の充実		
		2 安全な暮らしの推進	1 防犯対策の推進		
			2 交通安全活動の推進		
			3 消費生活の安定		
			4 青少年犯罪の抑制		
			5 空き家の適正管理		●
		3 消防・救急体制の整備充実	1 消防団の充実強化		
			2 防火意識の高揚		
			3 救急救命体制の充実		
			4 防火対象物・危険物施設の適正管理の徹底		
			5 各種消防力の整備		
7 行政経営	将来にわたって 持続可能な まちづくり	1 市民協働の推進	1 地域コミュニティ活動の活性化	●	●
			2 市民活動の活性化		
		2 積極的な広報・広聴の展開	1 広報の充実		
			2 広聴の充実		
		3 持続可能な行政経営	1 事業選択の実践		
			2 ICTによる情報の適切な管理と利活用	●	
			3 転入の促進と転出の抑制		●
			4 広域連携の推進		
		4 持続可能な財政運営	1 税收等による歳入確保		
			2 計画的な財政運営		
			3 公共施設等のマネジメント推進	●	
		5 市民から信頼される 組織体制づくり	1 効率的かつ機能的な職場づくり		
			2 効果的な人材育成と適正な人事管理		
			3 健康で安心して働ける職場づくり		

重点分野の概要

	政 策	基本事業	取組の方向性
1 都市基盤	コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	計画的な土地利用と市街地設備の充実	用途地域を適正に配置し、良好な市街地の形成を図るとともに、時代のニーズに応じた地区計画を検討します。
		生活交通の充実	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律に基づき、市民の快適な利用と持続可能な公共交通ネットワークの実現を目指します。
		道路の安全性向上	中心市街地をはじめとした周辺道路環境を改良していくことで、歩行者や車両などの安全確保に努めます。
2 環境	環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	脱炭素社会の構築	市民や事業者、団体などと協働を進め、市域全体で脱炭素社会を目指すために、地域の特性に合わせた地球温暖化対策の取組を進めます。
3 産業	活力とにぎわいのあるまちづくり	企業誘致の推進	市内の工業団地において、現在は稼働していない事業所用地を活用した市内外企業の移転や誘致などに努め、新たな雇用の促進を図ります。
4 保健福祉	元気の輪が広がるまちづくり	保育サービス・子育て世帯の支援の充実	保育士などの確保と保育施設の整備に取り組み、待機児童解消に努めます。また、こども家庭センターを中心に妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を行うとともに、地域の子育て支援サービスや相談支援体制の充実を図ります。
		病気の早期発見・重症化予防の推進	長く健康を維持し、自立した生活を送り健康寿命の延伸ができるよう、健診の受診勧奨及び生活改善に向けた保健指導に取り組みます。
		生きがい・健康づくりの推進	高齢者が住み慣れた地域で、できるだけ長く自立した暮らしを続けられるように、居場所づくりや介護予防に取り組みます。
5 教育	人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	教育環境の充実	ICT化などへの対応や安全・安心で快適な教育環境の実現及び学校規模の適正化に取り組みます。
		市民や市内企業への人権教育・啓発	「女性」「子ども」「高齢者」「性の多様性」など、さまざまな人権問題に対し、一人ひとりが考えるきっかけとなるよう効果的な事業を推進します。
6 安全安心	安全・安心なまちづくり	地域防災力の向上	より多くの機会です災害・防災に関する情報(知識)の周知・啓発を行うとともに、各校区がより実践的な防災訓練などを実施できるよう支援します。
7 行政経営	将来にわたって持続可能なまちづくり	地域コミュニティ活動の活性化	自治会、校区まちづくり協議会などが主体的に地域課題を解決していけるよう支援します。
		ICTによる情報の適切な管理と利活用	ICTの活用により、さらなる業務効率化を図り、行政サービスの利便性の向上に努めます。
		公共施設等のマネジメント推進	公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設の適正配置と施設総量の縮減、計画的な予防保全などの実施により長寿命化を図り、財政負担の平準化に努めます。

SDGsの視点を踏まえた計画の推進

SDGsは、「Sustainable Development Goals」(持続可能な開発目標)の略であり、2030(令和12)年までの長期的な開発の指針として、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標です。

SDGsでは、「地球上の誰1人として取り残さない」を基本理念に、経済・社会・環境の諸課題を総合的に解決し、持続可能な世界を実現するために、17の目標と169のターゲットが掲げられています。

SDGsの17の目標に示される多様な項目の追求が、地域における諸課題の解決に貢献するものであることから、本市においても、本計画を推進するにあたっては、SDGsを常に意識し、持続可能な地域づくりを目指します。

参考:SDGsの17のゴール



国際連合広報センターHP
(https://www.un.org/ja/activities/economic_social_development/sustainable_development/2030agenda/sdgs_logo/)

SDGsの17のゴール 施策別対応表

政 策	施 策	1 貧困をなくそう	2 飢餓をゼロに	3 すべての人に健康と福祉を	4 質の高い教育をみんなに	5 ジェンダー平等を實現しよう	6 安全な水とトイレを世界中に
1 都市基盤	コンパクトで、快適に暮らせるまちづくり	1 安全な水道水の安定供給					○
		2 汚水処理の推進					○
		3 計画的な市域の整備					○
		4 公共交通の充実					
		5 道路・水路の整備と保全					
2 環境	環境にやさしい、自然と調和するまちづくり	1 環境保全と循環型社会の推進		○			○
3 産業	活力とにぎわいのあるまちづくり	1 農業の振興	○				
		2 産業・雇用の創出			○		
		3 観光の振興					
4 保健福祉	元気の輪が広がるまちづくり	1 子育て支援の充実	○	○	○		
		2 健康づくりの推進		○			
		3 高齢者福祉の充実		○			
		4 障がいのある人の福祉の充実		○	○		
		5 セーフティネットの推進	○	○			
		6 地域福祉の推進		○			
5 教育	人権を尊重し、中間市の未来を拓く人材を育てるまちづくり	1 学校教育の充実			○		
		2 生涯学習・スポーツの推進			○		
		3 男女共同参画社会の推進			○	○	
		4 人権尊重と人権教育の推進			○	○	
6 安全安心	安全・安心なまちづくり	1 防災・減災対策の推進	○				
		2 安全な暮らしの推進		○			
		3 消防・救急体制の整備充実					
7 行政経営	将来にわたって持続可能なまちづくり	1 市民協働の推進					○
		2 積極的な広報・広聴の展開					
		3 持続可能な行政経営					
		4 持続可能な財政運営					
		5 市民から信頼される組織体制作り					

7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と製造業の 革新をつなぐ	10 人や国の不平等 をなくそう	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる責任 つかう責任	13 気候変動に 具体的な対策を	14 海の豊かさ を守ろう	15 陸の豊かさ を守ろう	16 平和と公正を すべての人に	17 パートナーシップで 目標を達成しよう
		○		○						
		○		○						
		○		○		○				
		○		○						
		○		○						
○				○	○	○	○	○		
		○								
	○	○		○						
	○									
									○	
				○						
	○									
				○						
			○							
				○		○				
				○					○	
				○		○				
				○					○	○
				○					○	
				○						○
			○	○						
				○						

用語

解説

50音順

か

官民連携

行政、民間企業、市民がそれぞれ全部取り組むということではなく、協働して公共サービスを提供するための方法で、民間企業の持つ多様なノウハウや技術を活用して限られた予算を効率よく使うことで、業務の効率化、サービスの向上、地域課題や社会課題の解決を図ること。

合計特殊出生率

15～49歳の女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す値。数値が高ければ人口が増加することを示し、低ければ人口が減少することを示す。

コンパクトシティ

都市的土地利用の郊外への拡大を抑制すると同時に、中心市街地の活性化が図られた生活に必要な諸機能が近接した効率的で持続可能な都市、またはそれを目指した都市政策のこと。

財政再建準用団体

1955(昭和30)年に制定された地方財政再建促進特別措置法を準用して、昭和30年度以降に赤字を生じ国の指導で財政再建をする地方公共団体。

財政調整基金

地方公共団体が年度間で生じる財源の不均衡を調整するために、積み立てておく基金のこと。

財政力指数

基準財政収入額(自治体の標準的な税収入の一定割合から算定された額)を基準財政需要額(自治体が必要とする一般財源の額)で除した値で自治体の財政力を示す。値が高いほど、普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があるといえる。

市街化区域

すでに市街地を形成している区域または、おおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき地域のこと。

市街化調整区域

計画的に市街地の形成を誘導するために、市街化を抑制する地域のこと。

自治体 DX

目指すべきデジタル社会のビジョンとして、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会～誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化～」が政府により示され、実現のためには、行政を担う自治体が積極的にDX(デジタル・トランスフォーメーション)を推進することと示されている。具体的には「自治体フロントヤード改革の推進」、「自治体の情報システムの標準化・共通化」、「公金収納におけるeLTAXの活用」、「セキュリティ対策の徹底」、「自治体のAI・RPAの利用推進」、「テレワークの推進」などの重点取組事項を行うこと。

市内総生産額

1年間に市内で行われた各経済活動部門の生産活動によって新たに生み出された付加価値の貨幣評価額をいい、経済規模を明らかにする指標のこと。

人口増減数

転入・出生から転出・死亡を差し引いた値のこと。

人工知能 (AI)

「Artificial Intelligence」の略で、コンピュータを使って、学習・推論・判断など人間の知能の働きを人工的に実現したもののこと。

生産年齢人口

生産活動の中心にいる人口層のことで、15歳以上65歳未満の人口。労働力の中核として経済に活力を生み出す存在で、社会保障を支えている。

セクシュアリティ

人間一人ひとりの人格に不可欠な要素の集まりで、その人自身の性のあり方のこと。

た

ダイバーシティ

多様性を意味する言葉。一人ひとりが尊重され、多様性が受容されることで、個人の生きがいや学び、社会の発展や新たな価値創出などにつながる。

地域経済循環率

地域の経済活動で「生産」された付加価値は、労働者や企業に分配されて「所得」となり、消費や投資として「支出」され、再び地域に還流される。地域経済循環率は「生産」を所得で除した値を指し、地域経済の自立度を示す。数値が低いと、「所得を他地域に頼っている」、「生産が低い」ということがわかる。



た

は

わ

B

I

K

R

S

3

6

用語

解説

50音順

昼夜間人口比率	夜間に常住する人口(夜間人口)100人当たりの昼間時における人口(昼間人口)の値。値が100より大きいと、人が通ってくるまち(流入超過)、100より小さいと昼間はまちの外に出た人が夜に戻って休むまち(流出超過)とみなされる。
都市的土地利用	住宅用地、商業用地、工業用地、道路用地、公園用地などに使用するための土地利用のこと。
普通交付税	地方公共団体が標準的な行政を実施するために必要な一般財源に対し地方税収入などが不足する場合に、その不足額に応じて国から交付されるもの。
ワンヘルス	人と動物の健康と環境の健全性は、生態系の中で相互に密接につながり、強く影響し合う1つのものであり、これらの健全な状態を一体的に守ろうという考え方。
BPR	「Business Process Re-engineering」の略で、プロセスの観点から業務フローや組織構造、情報システムなどを再構築し、業務改革をすること。
IoT	IoT(Internet of Things)とは、モノ、ヒト、サービス、情報などがインターネットを通じて通信を行い、その情報に基づいて最適な制御を実現する仕組みのこと。 IoT、ロボット、AI、ビッグデータといった社会の在り方に影響を及ぼす新たな技術が進展している。
KPI	「Key Performance Indicator」の略。施策ごとの進捗状況を検証するために設定する重要業績評価指標のこと。
RPA	「Robotic Process Automation」の略で、これまで人間のみが対応可能とされていた作業またはより高度な作業を、人間に代わって実施できるルールエンジンやAI、機械学習などを含む認知技術を活用して代行・代替する取組のこと。
SDGs	SDGsは17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っている。日本では2016(平成28)年12月22日に「持続可能な開発目標(SDGs)実施指針」が定められ、優先課題としてPeople(人間)、Planet(地球)、Prosperity(繁栄)、Peace(平和)、Partnership(パートナーシップ)の5つのPに取り組むことが示されている。
society5.0	2016(平成28)年1月に閣議決定された第5期科学技術基本計画において、「狩猟社会(society1.0)」、「農耕社会(society2.0)」、「工業社会(society3.0)」、「情報社会(society4.0)」に続くものとして提唱された日本が目指すべき未来社会を指す。 society5.0が実現されることで、サイバー空間(仮想空間)とフィジカル空間(現実空間)は高度に融合され、IoT、ロボット、AIなどの先端技術やビッグデータの活用により、これまでの社会の在り方は変革し経済発展と社会的課題の解決を両立するとされている。これはSDGsにも通じるものである。
3R	Reduce(リデュース)、Reuse(リユース)、Recycle(リサイクル)の3つのRの総称で、資源を大切にするためのキーワード。
6次産業化	1次産業としての農林漁業と、2次産業としての製造業、3次産業としての小売業などの事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組のこと。

